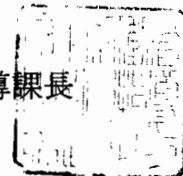


六

医政指発第 1212002 号
平成 20 年 12 月 12 日

社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「医療法人における事業報告書等の様式について」及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長及び各地方厚生局管理課長あて通知しましたので、御了知願います。



医政指発第 1212001 号
平成 20 年 1 2 月 1 2 日

各都道府県医政主管部（局）長
各地方厚生局管理課長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長



「医療法人における事業報告書等の様式について」及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の一部改正について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴い、「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日付け医政指発第0330003号）及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成19年3月30日付け医政指発第0330005号）を別添のとおり改めたので通知する。

ついては、貴管内の医療法人、貴管下に主たる事務所を有する厚生労働大臣所管の医療法人等への周知指導につき特段の御配慮をお願いしたい。